

宴会・催事規約

(株)札幌東急ホテルズ(札幌エクセルホテル東急、札幌東急REIホテル 以下「ホテル」という)では、ご満足のいただけるご宴会を執り行うために宴会場のご利用に関して、下記の通り規定を設けておりますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

第1条 お申し込み

仮予約：宴会場のお申し込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則として、ご予約日より1週間(7日間)とさせていただきます。この期間内に開催の有無をご連絡ください。

仮予約期間内にご連絡のない場合には、開催の予定がないものとさせていただきます。

成約：決定予約案内書にご署名いただき成約とさせていただきます。

お申し込み金の金額は宴会の内容に基づいて、ホテルより提示させていただきます。

但し、ホテルがお客様に対して、宴会等の開催について承諾する旨の意思を明示した場合には、内金のお支払がなくとも、契約が成立したものといたします。

第2条 内金

ホテルから提示致しました金額を内金として、宴会の開催日の7日前までにお支払いいただきます。

期間内にご入金がない場合は、宴会を取消しとさせていただく場合がございます。

第3条 最終確認

お見積の人数、及びお料理の数にご変更のある場合にはその都度ご連絡くださいますようお願いいたします。

宴会の開催日の2営業日前(土日祝祭日を除く)正午までご変更を承りますが、減数に関しましては最終お見積人数及びお料理の数の5%迄とさせて頂きます。

指定日時までにご連絡のない場合にはお見積通りとさせていただきます。

第4条 宴会時間

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(宴会時間)は所定の室料をお支払いいただき、この宴会時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。ただし次の宴会場使用時刻との関連で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございます。

第5条 精算

宴会終了後、確定したご利用金額(精算金額)につきましてはホテルが事前に確認したお支払い日までにご精算いただきます。ご請求金額に対して内金の過剰入金がある場合はその差額をホテルよりご返金いたします。

第6条 装飾・余興等のお手配

- 1.原則として宴会に関する装飾・装花・音楽・余興・音響照明及びパーティーレセプタント等につきましてはホテルから指定業者に手配させていただきます。
 - 2.ホテル了解のもとに、お申し込み者が直接依頼された業者の行う事柄については、宴会を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡ください。事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮ください。
- 尚、お申し込み者手配の業者に対する指示に関しては搬出入のご案内に基づくものといたします。

第7条 損害賠償

お申し込み者(お申し込み者側の全ての関係者・主催者・宴会出席者を含む)またはお申し込み者が依頼された業者の故意または過失により当方が損害を被った時は、当該お申し込み者にその損害を賠償していただきます。

第8条 施設内における事故・紛失・盗難

施設内においてお客様の管理下で発生した事故・紛失・盗難につきましては、ホテルは責任を負いかねますのでご了承ください。

第9条 契約締結の拒否

宴会にご出席されるお客様が、以下の項目に抵触する場合、または天災や施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができない場合は、宴会をお断りさせていただくことがあります。

この場合、ホテルよりお申し込み者に対しての損害賠償は負いかねますので予めご了承願います。

- 1.法令または公序良俗に反する行為をするおそれがあるとホテルが判断したとき。
- 2.他のお客様にご迷惑をお掛けするおそれがあるとホテルが判断したとき。
- 3.第三者による営業妨害のおそれがあるとホテルが判断したとき。
- 4.暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であるとき。
- 5.暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
- 6.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- 7.ホテルのお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 8.ホテル、もしくはホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、または、かつて同様な行為をホテル、もしくは他ホテルで行ったと認められるとき。
- 9.宴会・催事規約」及び個別に結んだ契約に違反したとき。

第10条 契約解除

次の項目に該当、もしくは抵触した場合はホテルより宴会をお断りするか、予約を解約させていただきますので予めご了承ください。

- 1.宴会にご出席されるお客様が、法令または公序良俗に反する行為をなさるおそれがある場合。
- 2.他のお客様にご迷惑をお掛けするおそれがあるとホテルが判断した場合。
- 3.第三者による営業妨害のおそれがあるとホテルが判断した場合。
- 4.天災または施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができない場合。
- 5.暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
- (以下、暴力団等という)
- 6.暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
- 7.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- 8.ホテル、もしくはホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為をホテル、及び他ホテルで行つたと認められるとき。
- 9.宴会にご出席されるお客様が明らかに伝染病にかかっている場合、もしくはその他、感染により罹患するおそれのある疾病にかかっている場合。
- 10.宴会の内容(使用目的)がお申し込み時と異なり、明らかな虚偽の申告が判明したとき。
- 11.宴会・催事規約」及び個別に結んだ契約に違反したとき。

第11条 禁止事項

次にあげる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- 1.犬・猫・小鳥・その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。(盲導犬・介助犬は除く)
- 2.発火または引火性のある物品や危険物の持ち込み。
- 3.悪臭を発するものの持ち込み。
- 4.法令または公序良俗に反する行為、及び他のお客様の迷惑になるような言動。
- 5.ホテル備え付け品の移動。
- 6.使用目的以外でのご利用。
- 7.法令で禁じられている行為。

第12条 取消料及び変更料

成約後、宴会をお取り消しになる場合には、原則として下記の取り消し料をいただきます。

ご宴会当日の30日前から15日前まで	見積額の30%(サービス料、税金を除く)
ご宴会当日の14日前から7日前まで	見積額の50%(サービス料、税金を除く)
ご宴会当日の6日前から2日前まで	見積額の80%(サービス料、税金を除く)
ご宴会当日の前日から当日	見積額の100%(サービス料、税金を除く)

第 13 条 約款の変更

1. 本約款は、民法に定める定型約款に該当し、宴会利用客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性及び相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本約款の各条項を変更します。
2. 本約款が変更された場合には、変更後の規定の内容を Web サイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものとします。尚、本約款を変更する場合には、変更内容等を記載した書面や公式HPなど適切な方法にて周知します。

20200701改訂